

全国一般全国協

2025年11月20日 No.176

全国一般労働組合全国協議会

編集発行人 望月吉春

東京都港区芝2-8-13 KITAハイム芝3F

TEL03-6381-7970 FAX03-6453-7857

URL: <http://www.nugw.jp>E-mail: nugw@nugw.jp

これからの労働組合をどうするか

私たちは9月に全国大会を開きました。東京開催では会場確保のむつかしさなどから1日に圧縮しての開催となりましたが、組織化対策に取り組むことを決めました。労働組合の組織化というところで、労働相談に多くの仲間が取り組んでいます。しかし相談に来る人の多くが生活に余裕がなく、問題が解決しても組合に残れる人は少ないのが現実です。相談に応じる多

回転ドアから脱するチャンス

相談者が次々に入れ替わることから「回転ドア」と言われてきましたが、最近になって数人で相談に来る人、問題が解決した後も職場に残り、労働組合の権利を生かして働く仲間の問題にとり組む人が出始めています。もちろんそうした人は昔からいました。しかし、今だからこそ、転換に挑戦しましょう。

仕事を話そう

労働相談に対応できるように、もちろん労働法の基礎知識は必要です。

それより先に、自分の仕事、相手の職場のことを聞き、イメージできることが必要と考えました。みなさんは他人と仕事や職場の話ができますか？職場に背を向けていたらできませんよ。

話は変わってジェンダー平等

社会を変革しようとしている人は異口同音にジェンダー平等に取り組むことを言います。しかし、そうした立場を表明する組合も、役員や組合員の中で女性が少ない、居心地の悪い組合になってはいないかと思うことは少なくありません。

昔は「女性もいますよ」と添え物にしかなかった。ないのは見てきました。有名な女性弁護士さんから「クリティカル・マス」ということを教わりまし

第31回各県代表者会議について

2026年1月24日(土)午後1時30分から25日(日)正午
南部労政会館(山手線大崎駅から徒歩8分)
24日(土)午後1時 開場
1時30分 開会
1時40分 基調提案と論議
3時15分 分科会

スケジュール

11/22(土) 14:00~ @オンライン

労働相談員養成講座第1回

「フリーランスについて」

1/17(土) 14:00~ @オンライン

労働相談員養成講座第2回

「労働基準関係法制とデロゲーション」

1/24(土)~25(日) @南部労政会館

2026年第31回各県代表者会議

①介護 ②移住労働者
③最低賃金 5時終了
25日(日)午前9時 開会
前日の分科会の報告
9時30分 講演
早川行雄さん(JAM元
副書記長)
11時休憩後、春闘の行動
予定など 正午までには
終了

今年は様々な事情から
大会を一日に圧縮したこ
ともあり、二日間で充分
な討論を行ない、春闘に
臨みたいと思います。
(全国協議書記長
望月吉春)

最低賃金発効日の繰下げは 政府・資本の賃金抑制政策だ

低い最低賃金と最賃近
傍の労働者の多さ

現在の最低賃金と低賃金労働者の関係について同じような資料を用いて何度か述べているが、重ねて主張する。

図1は2006年の、図2は今年の、神奈川県に関する中央最低賃金審議会の賃金分布資料である。2006年はパートタイマーが増えたことが明確にされていた時期だが、それでも最近に比べると、低賃金労働者の分布中心は最低賃金から少しは離れている。

図2は、今年の神奈川県10円刻みの時給額の労働者が何人いるかという23年のデータだ。上端は8万人で、左から全労働者、短時間労働者（非正規）、一般労働者（正規）の数を示している。縦軸は3つとも同じスケール、1112円は2年前の最低賃金だ。低賃金問題は非正規雇用の問題が中心であることが分かるし、最低賃金に張りついた賃金で働く労働者が極端に多く、逆に言えば、最賃上げがこれらの労働者の賃上げにストレー

トに繋がることも分かる。最低賃金のところが一番多くの労働者がいる。厚労省の統計によれば、今、非正規雇用労働者の賃金改定が一番多いのは10月だ。要するに、最賃が上がると使用者が引き上げざるを得ないのであり、非正規労働者の賃金は、最賃が決めている。

前述のとおり、最低賃金は「賃金の低廉な労働者」に憲法上の生存権を全うしてもらうために定められている。本来、普通の労働者の賃金は、それより上にあるのが当たり前だとの前提が、完全に崩れている。この30年、生産性が上がっても実質賃金は下がっており、労働者の取り分を大企業が内部留保として630兆円もため込んでいる。それを政府の労働力政策が後押ししてきた。最賃が上がったというより労働者の実質賃金が下がったことの問題だ。

何よりも、最低賃金問題の前提として、そのように最賃に張り付いた普通の労働者が多く、最賃近傍（時給で+100円までの範囲）には全労働者の3割がいるといわれる。この事態を改善し、例えば内部留保を吐き出させて、すべての労働者の賃上げを行うことは、重大な政府の責任であろう。さらに正規雇用

労働者にも低賃金問題がある傾向も見える。すると、最賃改定で数百万人の賃金上がることになる。貧乏人が圧倒的に多くなっているのに、最賃の低さが大きな問題にならないこと自体がおかしい。

今年の最低賃金上げの目安とその状況

今年の最低賃金の目安が、8月4日に63円（6%増）と決まった。その後各地の審議会で上乘せが続き、増加額は全国平均で66円、金額は時給121円になったと言われる。仮にこの時給で月平均170時間働いたとしても（通常休日を含む）に休むとそれだけの時間は働けない、年収は230万円に届かない。この物価高の社会で、家族がいれば普通に暮らせる金額ではない。

日本の世帯別所得分布では年収200万円以下の世帯が2割弱という。新たな最低賃金はこれらの世帯に影響がある

ことは確かだろうが、その水準は相変わらず飢餓線上といってもよい。要するに最低賃金は低すぎる。最低賃金は重要な労働基準である。その水準がこの程度であるとき、なぜ国と経団連は労基法を解体しようとするのか。社会の実情を何も分かっていないと思えない。しかも今年の最賃改訂は重大な問題を残した。河北新報などが「隣県意識―チキンレース」と報じたが、引上げ金額の大きさにだけに関心が集まり、隣の県よりは低くしたくないという「競争」が生じたのだという。そして金額の見かけの大きさを実現するために、最賃発効日を遅らせるという「奇策」とも言うべき手法が全国に広がったのである。昨年の発効日は、大幅に金額を引き上げた徳島県が11月1日だった以外はすべての都道府県が10月中で、それも月前半に集中していた。ところが今年は、秋田県が来年3月31日、群馬県が来年3月

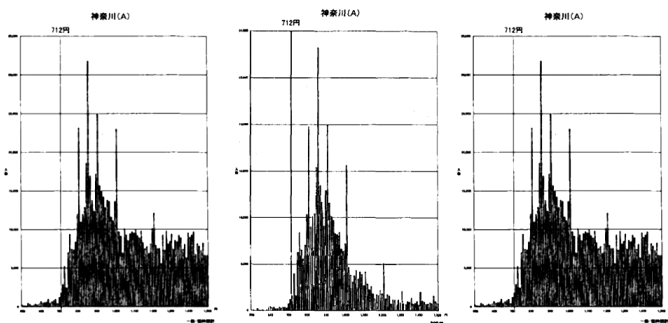


図1 神奈川県2006年最賃

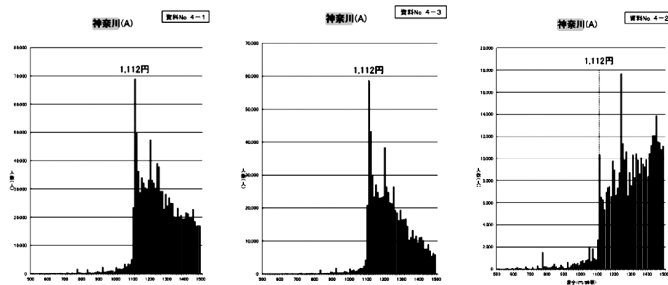


図2 神奈川県2023年最賃

都道府県	額面額	目安との実質差額	実質最賃	発効月	発効日
秋田	1031	-23.67123	991.329	3	31
高知	1023	-4.86575	1,011.134	12	1
沖縄	1023	-4.86575	1,011.134	12	1
熊本	1034	-2.66849	1,013.331	1	1
福島	1033	-4.66028	1,013.340	1	1
宮崎	1023	-1.94795	1,014.052	11	16
山形	1032	-4.50959	1,014.490	12	23
大分	1035	-3.41644	1,014.584	1	1
岩手	1031	1.79726	1,017.797	12	1
長崎	1031	0.96439	1,017.964	12	1
青森	1029	1.38082	1,018.381	11	21
佐賀	1030	-0.33973	1,019.660	11	21
鹿児島	1026	2.80000	1,019.800	11	1
愛媛	1033	1.13151	1,020.132	12	1
島根	1033	-1.14247	1,023.858	11	17
徳島	1046	-13.63562	1,029.364	1	1
鳥取	1030	8.40000	1,029.400	10	4
群馬	1063	-17.26849	1,030.731	3	1
香川	1036	-0.07397	1,032.926	10	18
岡山	1047	-8.86301	1,036.137	12	1
宮城	1038	1.46575	1,037.466	10	4
和歌山	1045	-3.52055	1,039.479	11	1
山口	1043	-1.63014	1,040.370	10	16
山梨	1052	-9.69589	1,041.304	12	1
奈良	1051	-6.19178	1,042.808	11	16
福岡	1057	-6.19178	1,048.808	11	16
新潟	1050	1.82192	1,049.822	10	2
福井	1053	4.67671	1,051.677	10	8
石川	1054	5.65753	1,052.657	10	8
富山	1062	-0.92877	1,060.071	10	12
長野	1061	-0.34521	1,060.655	10	3
岐阜	1065	-1.98082	1,062.019	10	18
栃木	1068	1.00000	1,068.000	10	1
茨城	1074	3.92055	1,071.921	10	12
北海道	1075	1.46575	1,074.466	10	4
三重	1087	-7.94247	1,078.057	11	21
滋賀	1080	-0.69041	1,079.310	10	5
広島	1085	-3.52055	1,079.479	11	1
静岡	1097	-5.35069	1,091.649	11	1
京都	1122	-7.94247	1,113.057	11	21
兵庫	1116	0.47397	1,115.474	10	4
埼玉	1141	-5.35069	1,135.649	11	1
愛知	1140	-2.93425	1,137.066	10	18
千葉	1140	0.64931	1,139.649	10	3
大阪	1177	-2.58904	1,174.411	10	16
神奈川	1225	-0.51781	1,224.482	10	4
東京	1226	-0.34521	1,225.655	10	3

図3 全国最低賃金と発効日一覧

発効日繰下げは実質的な賃金抑制である

1日、福島、徳島、大分、熊本4県が来年1月1日、山形が12月23日、その他12月1日が7県、11月が13県で、10月は20都道府県（1日は栃木のみ、それ以外の上旬は11都道県）に留まった。様変わりである。

秋田に関して言えば、80円の引上げだが実施が半年遅れるので、年間で見れば半額の40円の引上げに過ぎず、中賃の目安をも大きく下回る。群馬も45・5円だ。大幅引上げは見かけ倒しだった。北海道大学の安部由起子教授の試算で、発効日

の影響を考慮すると、目安を下回るのは25府県、その地域で働く労働者数は全国の47%だという。厚生労働省は最賃の引上げ率を全国加重平均6・3%としているが、試算を考慮すると5・8%に留まる。

安部教授作成の実質最賃額の一覧表を、多少表記を変えたのが左図3である。発効日を10月1日として引上げ額を均した数字を実質的最賃額とし、その小さいほうから順番に並べたもので、秋田は目安より23・67円余り低く、実質的に全国で唯一1000円に届かない。その他、群馬も、昨年度幅に上げた徳島も目安よ

り大幅に低い。
社会の実情に即した最賃制度を

このように、実質的に引上げを大きく抑制すること、大問題であることは明らかだ。厚労省には「発効日も目安と同じように小委員会を作って議論すべきだ」との考えもあるという。冗談ではない。引上げは遅くとも10月1日とし、それ以上、物価スライドなどの引上げの指標を明記して、社会の実情に合うようにすべきで、最低賃金が社会的にまともな金額になるように、制度も変えなくてはならない。この発効日遷延手法の

背景には、中央最低賃金審議会が公益委員見解として「地域別最低賃金の発効日は各地方最低賃金審議会の公労使の委員間で議論して決定できるとされていることを踏まえ、引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行うよう要望する」と表明し、発効日を遅らせることを公然と容認したことがある（「令和7年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」令和7年8月4日）。こうした政府の姿勢も、厳しく批判すべきだ。（中央執行委員長 大野隆）

技能実習生が、福岡県最低賃金審議会で意見表明

最低賃金1500円実現をめざした最賃闘争の中で、7月31日福岡県最低賃金審議会において、ミャンマー人介護職の技能実習生が意見表明に立ち上がった。

彼女たちは、北九州のソレイユという介護施設において、寮費35000円の値上げ攻撃に反対し、ユニオンに全員が加入し組合を結成して、団体交渉で白紙撤回を勝ち取った。

彼女たちの賃金は、福岡県の最低賃金である「992円」。992円で働いている介護職は日本人にはいない。意見表明でAさんは、生活費4万から5万円で暮らしている実態を説明し、1500円への引き上げを切実に求めた。

意見表明を現場の労働者が行うということも、おそらく初めての事となっ

た。実習生の意見表明自身が、制度を特別とみる審議会からは否定的なものとされたようで、意見表明は審議会委員長の特別枠とされたが、県労連の協力もえて、外国人技能実習生の最低賃金1500円の要求表明が実現された。さらにがんばるぞ！

（ユニオン北九州 本村真）



いよいよ 「労働相談員養成講座」が スタートします！

1991年12月1日の

結成以来、私たちは全国協の旗を高く掲げ、闘う労働組合の伝統を守りつなぐ努力を続けてきましたが、次世代への継承という点でまさに今何とかしなければ！というタイミングに差し掛かっています。いやむしろ、遅きに失したかも知れません。労働者が直面し抱える問題は、労働組合の存在と活動によってしか解決できませんが、肝心の労働組合へのアクセスが減少し、また相談においても社会情勢にアップデートしきれていない部分も

開催予定日：11月22日(土)
14:00
講師：Dennis Tesolat
(ゼネラルユニオン書記長)
テキスト：「日本のフリーランス法が技術労働者にもたらす真の意味」

あります。

5100万人と言われる未組織労働者、2100万人の非正規雇用労働者へアプローチ／アウトリーチするために、組織化を促進するために、今どのような労働相談が求められているのかを学び、各組織の中に相談員を増やし、質の向上を目指し、相談に訪れた労働者に労働組合の意義と役割を伝えて、多種多様な労働者を全国協に組織していきましよう。そしてそこから全国協の第2ステージの扉を開いていこうと思います。

コンプリートされた方には「修了証」を発行します！

年6回(2ヶ月に1回)開催し、6回参加された方には「修了証」を発行します。「修了証」をもった方は、積極的に所属労働組合での労働相談

「安楽死」からケアを考える

10月11日、全国一般労働組合東京南部ピア北分会主催の講演会「いのちの選別に抗するケア」を開催しました。共催は自立生活センター・北、NPO法人ピアサポート・北、フリーター全般労働組合です。参加者は、ピア北内外から約70名もの方に集まっていたいただきました。

講演会では、医療社会学を専門とする市野川容孝さんをお招きしました。講演の内容は、ナチスドイツ期に作成されたフィクション映画『私は訴える』を題材に、「安楽死」を正当化する言説を解説

活動に参加してください。

また、できるだけたくさんの方に「修了証」をお渡しするために、スケジュールが合わなかった方には補講も行います。

(中央副委員長

川口英治)

する、というものでした。

映画では、当時治療法のない病気として描かれた多発性硬化症に罹患したハナと、その夫であるトーマス、二人の友人で医師であるラングが登場します。トーマスは、難病に苦しむハナに「安楽死」を実行します。その行為をめぐり、「本当の愛とは何か？」という問題を提起する形式をとっています。

ですが、実質的にはナチスの安楽死プロパガンダ映画であることに注意することを市野川さんは指摘します。この映画に関する詳細は、市野川さんが「現代ビジネス」に掲載した記事(市野川容孝「ナチ政府の「安楽死プロパガンダ映画」が、私たちを教えること」)をご参照ください。

私個人は、市野川さんの講演で「ケアの只中で命の選別が行われている」という言葉に関心を持ち

ました。講演会のタイトルとは逆行する言葉ですが、現実に行われている「安楽死」やそれに類する行為を考える上では、無視してよい指摘ではないと考えます。なぜなら、「安楽死」を推進する立場からは、「苦しんでいる当事者を救いたい(『ケアしたい』)という当事者を取り巻く人々の感情に対し、「安楽死」の正当性を訴える手法が、少なくとも表面向きは実際に取られているからです。まさに「私は訴える」という映画こそ、「愛」の名の下に「安楽死」を実行するトーマスを称揚するものでした。

また、市野川さんは講演のなかで、ナチスドイツの障害者虐殺に関わった医師たちのある種の「ケア」の感情に注意を促していました。医師たちは、第1次世界大戦において、最終的に患者や障害者たちを「餓死」という形で殺した経験があり、そのため「今度はもっと楽に殺してあげたい」と

いう感情が芽生えた結果、ナチスドイツでのガス等といった手法による障害者虐殺に加担、黙認、あるいはその心理的正当化につながったのではないかと指摘です。こうした心理的負担の軽減による虐殺の手法は、パレスチナ状況を見れば分かる通り、現在に継続しています。

もちろんこうした意見に対して「それはケアではない」という反論も考えられ、それには一定の正当性があるとは思いますが、現実に行われている命の選別に抗していくためには、私たちは「ケア」を無邪気に持ち上げるだけではなく、その中身やあり方をもっと深刻に考えなければなりません。「ケアの只中で命の選別が行われる」というこの現実には私たちが抗していくために、今後もうした学習の機会や実践をみなさんと一緒につくっていかねばと思います。(全国一般東京南部 井田敬)